

厚木市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、厚木市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成24年厚木市条例第32号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(小規模水道施設の増設又は改造の工事)

第 2 条 条例第 2 条第 5 号に規定する規則で定める増設又は改造の工事は、次のとおりとする。

- (1) 取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) ちんでん池、ろ過池、浄水池又は配水池の増設又は大規模な改造に係る工事

(小規模水道の水質基準)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める水質基準に関して必要な事項は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）に定めるところによる。

(小規模水道の布設工事の確認)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項に規定する申請書は、小規模水道布設工事確認申請書とする。

2 条例第 6 条第 1 項に規定する規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

- (1) 居住に必要な水の供給を受ける者の区域を示した書類
- (2) 配水系統図
- (3) 取水施設及び浄水施設の構造図
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第 6 条第 3 項の規定による通知は、当該工事の設計が施設基準に適合することを確認したときは小規模水道布設工事適合確認書により、適合しないと認めたとき又は申請書の添付書類及び図面によっては適合するかしないかを判断することができないときは小規模水道布設工事不適合(不確認)通知書により申請者に通知するものとする。

(小規模水道の給水開始前の水質検査及び届出)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項に規定する水質検査は、小規模水道により供給する水が条例第 3 条に規定する水質基準（以下「水質基準」という。）に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果に関する検査とする。

2 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、小規模水道給水開始届により行わなければならない。

(小規模水道の変更又は廃止の届出)

第 6 条 条例第 8 条の規定による届出は、小規模水道変更(廃止)届により行わなければならない。

(小規模水道の定期及び臨時の水質検査)

第 7 条 条例第 9 条第 1 項に規定する定期の水質検査は、小規模水道により供給する水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の 1 の項、2 の項、9 の項、11 の項、38 の項及び 46 の項から 51 の項までの項の上欄に掲げる事項、消毒の残留効果並びに市長が特に必要と認めて指示する事項に関する検査とする。

2 条例第 9 条第 2 項に規定する臨時の水質検査は、省令の表の上欄に掲げる事項に関する検査とする。ただし、同表の上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

3 条例第 9 条第 3 項の規定による届出は、小規模水道水質検査結果届により行わなければならない。

(給水する水の塩素消毒)

第 8 条 条例第 10 条第 3 号に規定する塩素消毒は、給水栓における水が遊離残留塩素を 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1 リットルにつき 0.4 ミリグラム)以上保持するように行わなければならない。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1 リットルにつき 0.2 ミリグラム(結合残留塩素の場合は、1 リットルにつき 1.5 ミリグラム)以上でなければならない。

(給水の緊急停止の報告)

第 9 条 条例第 11 条第 2 項の規定による報告は、小規模水道施設給水緊急停止報告書により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の給水開始の届出)

第 10 条 条例第 12 条の規定による届出は、小規模貯水槽水道給水開始届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の変更等の届出)

第 11 条 条例第 13 条の規定による届出は、小規模貯水槽水道変更(廃止)届により行わなければならない。

(小規模貯水槽水道の水質検査)

第 12 条 条例第 14 条第 1 項第 3 号の規定により供給する水に異常を認めたとときに行う水質検査は、小規模貯水槽水道により供給する水が異常であるかどうかを判断することができる場所から採取した水について行う省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要と認められる事項に関する検査及び消毒の残留効果に関する検査とする。ただし、同表の

上欄に掲げる事項に関する検査の一部を行う必要がないことが明らかである場合は、当該事項に関する検査を省略することができる。

(小規模貯水槽水道の管理に関する検査)

第13条 条例第14条第2項の規定により小規模貯水槽水道の設置者が受けなければならない検査は、次に掲げる事項に関する検査とする。

- (1) 条例第2条第3号に規定する貯水槽(以下「貯水槽」という。)周囲の状態
- (2) 貯水槽の本体、上部及び内部の状態
- (3) 貯水槽のマンホール及びオーバーフロー管の状態
- (4) 貯水槽の通気管及び水抜管の状態
- (5) 給水管の状態
- (6) 給水栓における臭気、味、色、色度及び濁度並びに残留塩素の状態

(身分証明書)

第14条 条例第17条第3項の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式)とする。

(地位の承継の届出)

第15条 条例第18条の規定による届出は、設置者の地位承継届により行わなければならない。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式（第14条関係）

（表）

身分証明書	
写真	所属 氏名
上記の者は、厚木市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例第17条の規定による立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
厚木市長	
印	

（裏）

厚木市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(抜粋)

第17条 市長は、小規模水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模水道の設置者に対し、工事の施行状況若しくは管理の実施状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模水道の工事現場、小規模水道施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模水道施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

2 市長は、小規模貯水槽水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、当該小規模貯水槽水道の設置者に対し、小規模貯水槽水道の管理について必要な報告を求め、又は当該職員をして小規模貯水槽水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な関係書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。